

# 交通安全のポイント

令和2年6月11日  
福島県警察本部

## 1 交通事故発生状況（6月10日現在の概数）

※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	
		75歳以上	75歳未満
1,465件 (-279件)	24人 (-7人)	11人 (-9人)	1,751人 (-302人)

注：「発生件数」は人の死亡又は負傷を伴う人身事故をいいます。

## 2 道路交通法施行令の改正

### ○ 自転車運転者講習制度の対象となる危険行為14類型に「妨害運転」が追加

令和2年6月10日公布の改正道路交通法により、あおり運転に対する罰則等が強化されたことに伴い、道路交通法施行令が改正され、自転車運転者講習制度における自転車の危険行為に「妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）」が追加されました。

## 3 自転車運転者講習制度の改正内容（講習対象年齢は14歳以上）

### 自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合  
…5万円以下の罰金

- 1 自転車運転者が危険行為を繰り返す  
●3年以内に2回以上
- 2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
- 3 講習の受講  
●講習時間：3時間  
●講習手数料：6,000円（標準額）

<p><b>信号無視</b></p>	<p><b>遮断踏切立入り</b></p>	<p><b>指定場所一時不停止等</b></p>
<p><b>歩道通行時の通行方法違反</b></p>	<p><b>制動装置（ブレーキ）不良自転車運転</b></p>	<p><b>酒酔い運転</b></p>
<p><b>その他の危険行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通行禁止違反</li> <li>● 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）</li> <li>● 通行区分違反</li> <li>● 路側帯通行時の歩行者の通行妨害</li> <li>● 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）</li> <li>● 交差点安全進行義務違反等</li> <li>● 交差点優先車妨害</li> <li>● 環状交差点安全進行義務違反等</li> <li>● 安全運転義務違反</li> </ul>		